

(事前公表)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年10月5日

1 契約の名称及び数量

小泉県営住宅（南側）跡地及び奈良県職員住宅跡地草刈業務委託

※詳細は別添仕様書のとおり

※敷地内大塚古墳は伐採範囲から除く

※県職員住宅跡地フェンス内は除く

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者のいずれかであること

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者

① 障害者支援施設

② 地域活動支援センター

③ 障害福祉サービス事業を行う施設

④ 小規模作業所

⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの者

①シルバー人材センター

②シルバー人材センター連合

③①又は②に準ずる者として知事の認定を受けた者

3 契約の相手方の決定方法

(1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。

(2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。

(3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。

(4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

4 見積書の提出先及び提出期限

(1) 提出先 奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課

(2) 提出期限 令和5年10月16日 午後5時15分

(3) その他

① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。

② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご留意ください。

ア 上記2に該当しない者が提出した見積書

イ 記名押印を欠く見積書

ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ 価格を加除訂正した見積書

オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

5 契約事務を担当する所属

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課

住所：奈良市登大路30番地

電話：0742-27-7539（ダイヤルイン）

FAX：0742-27-2681

6 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかつたと認められるときは、契約を解除することができます。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

小泉県営住宅（南側）跡地及び奈良県職員住宅跡地草刈業務委託仕様書

令和5年10月5日

●業務名 小泉県営住宅（南側）跡地及び奈良県職員住宅跡地草刈業務委託

●業務内容

小泉県営住宅（南側）跡地及び奈良県職員住宅跡地（大塚古墳と職員住宅跡地フェンス内は除く）の除草、伐採作業及び処分を行う。

●履行場所及び回数（図－1）

履行場所及び回数は、次のとおりとする。

小泉県営住宅（南側）跡地及び奈良県職員住宅跡地（大塚古墳を除く）

（大和郡山市小泉町1701、1702、1678-8の一部）

回数：1回

●見積書の提出

提出期限 令和5年10月16日（月） 午後5時15分

見積金額については、処分場における雑草等の処分費用（以下処分費用とする）の単価を明示し、雑草等の処分量（以下処分量とする）を600kgとして見積もることとする。見積書作成にあたっては見積書記載例を参照すること。

なお、完成時に実際の処分量にかかる処分費用に応じ変更を行うこととする。

については、処分した数量及び処分費用を明らかにする書類を完成時に提出すること。

●実施時期

実施時期は、原則次のとおりとし、実施日の決定については、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課長（以下「住まいまちづくり課長」という。）と協議のうえ決定するものとする。

・実施時期は令和5年10月18日～令和5年11月30日

●完了報告

・作業終了時には、作業前及び作業後の写真を添付して完了届を提出すること。

なお、写真については、撮影日等が明記されたプレートなどが映り込むようにし、作業前及び作業後の撮影位置や角度等を揃え、作業内容が明瞭となるようにすること。

・処分伝票の提出

●除草及び樹木伐採範囲（図－1）

上記履行場所敷地内（総面積約13,839m²）のうち 約 1,700m²
(面積計算表のとおり)

詳細は、除草範囲図に示す範囲（図－1）、位置図（図－2）

●除草・伐採方法

上記敷地内の雑草及び木化したものを手刈り又は草刈り機、チェーンソー等を用いて伐採し、草は刈り高5cm程度の仕上げとする。また、木については、あまり目立たない程度まで切ること。

ただし、敷地フェンス際や隣接家屋との境界等、工作物等の破損の恐れがある所は手刈りとする。

●経費負担

作業に要する経費は、すべて受託者の負担とする。

●禁止行為

①除草剤等薬品の散布

②刈草の焼却

③不良刈刃等の廃品投棄

●安全管理等

作業の実施においては、安全管理に努めるとともに、万一の災害発生時には、速やかに、住まいまちづくり課長に連絡し適切な措置を講ずるものとする。

作業中の車両駐停車等には、近隣等より苦情のないように配慮し、受託者の責任において管理するものとする。

施工場所は、児童の通学路となっているため、十分注意して作業を行うこと。

●太塚古墳及び県職員住宅跡地のフェンス内は、草刈範囲対象外です。